

令 和 7 年 第 2 回
八 潮 市 議 会 定 例 会

条 例 案 の 概 要
(追 加 分)

令和7年6月19日提出

議案第49号

八潮市議会議員及び八潮市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を改定するための改正

2 内 容

公費負担の限度額の改定

(1) 選挙運動用ビラの作成（第9条、第10条関係）

	現 行		改定後
1枚当たり	7円73銭	→	8円38銭

(2) 選挙運動用ポスターの作成（第13条関係）

① 作成単価

	現 行		改定後
1枚当たり	541円31銭	→	586円88銭

② 企画費

	現 行		改定後
	316,250円	→	変更なし

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

改正後の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

議案第50号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正を踏まえ、選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人の報酬の額を改定するための改正

2 内 容

報酬の額の改定

(1) 選挙長及び開票管理者

	現 行		改定後
1回につき	10,400円	→	11,200円

(2) 開票立会人及び選挙立会人

	現 行		改定後
1回につき	8,600円	→	9,100円

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

改正後の規定は、施行日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙等におけるそれぞれの職の公務に係る報酬の支給について適用し、施行日前にその期日を公示され、又は告示される選挙等におけるそれぞれの職の公務に係る報酬の支給については、なお従前の例による。